

1 募集の目的

佐賀県立九州陶磁文化館では、ご来館いただいたお客様に、展示や催しものだけでなく、鑑賞のひとつときを名品とともに料理や飲み物と一緒に楽しみ、くつろいでいただき、ミュージアム体験の余韻を楽しみ魅力を高める空間として、館内にカフェレストランを設置しています。

年間を通じて、国内外を問わず訪れる鑑賞者はもとより地元の方など多くのお客様をおもてなしするために、カフェレストランについて、積極的かつ安定的にサービスを提供することができる事業者を企画提案方式で募集します。

2 九州陶磁文化館の概要

(1)概要

佐賀県立九州陶磁文化館は、肥前磁器をはじめ、各地域において独自の伝統を継承発展させてきた九州の陶磁器に関し、その文化遺産の保存と陶芸文化の発展に寄与することを目的として、1980年(昭和50年)に開館しました。

開館以来、やきもの専門のミュージアムとして、様々なテーマで展示会等を行い、国内外から多くのお客様にご来館いただいています。

展示室としては、約30,000点の収蔵作品の中から、テーマに沿った作品を展示する常設展示室(第1展示室:有田焼の歴史、第2展示室:柴田夫妻コレクション、第3展示室:九州の古陶磁、第4展示室:現代の九州陶芸)のほかに、年間10本程度の企画展(主催・共催・後援)を開催する企画展示室(第5展示室)があります。また、200人収容の講堂や研修室を有し、講演会や講座、陶芸実習など様々な活動を展開しています。

(2)来館者

当館は、小学生から高齢の方まで幅広い層の鑑賞者や地元の方が来館します。特に中心の客層として大人の方が8割を占めますが、近年は海外からの来館者が増加傾向にあり、客層は様々です。

なお、来館者数及びカフェレストランの利用者数は、下表のとおりです。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数	314	215	258	303	310
来館者数	43,231	16,416	18,532	34,542	36,638
1日平均来館者数	137.7	76.4	71.8	114.0	118.2
カフェ開店日数	313	205	258	289	305
カフェ利用者数	3,321	1,232	1,113	2,297	2,725
1日平均利用者数	10.61	6.01	4.31	7.95	8.93

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため開館日数減少

※ 令和3年度及び令和4年度は、一部リニューアル工事のため開館日減少

3 施設等の概要

(1)九州陶磁文化館全体

所在地	佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1 (JR 有田駅から徒歩約 12 分)
敷地面積	43,619.59 m ²
建築面積	3,831.93 m ²
延床面積	6,526.54 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階、一部3階建
休館日	月曜日及び年末年始 (12月29日～1月3日) 月曜日が祝祭日の場合は直後の平日
開館時間	午前9時～午後5時 (入館は午後4時30分まで)

(2)カフェレストラン概要

場所	九州陶磁文化館 3階	
面積	厨房	14.96 m ²
	客席	98.00 m ²
席数	20席	
平面図	別添参照	

(3)県設置設備・什器等一覧

品名	数量	備考(仕様等)
ガスコンロ	1	3口
ガスオーブン	1	650×350×400
ガス湯沸かし器	1	リンナイ RUS-V53RTA
一槽シンク	4	500×460、630×460、450×440 (2槽)
シンク付調理台	3	
水屋	1	880×880×400
受付カウンター	1	L型
丸テーブル	5	4人掛
椅子	20	
長机	1	

(4)施設使用料及び水道光熱費(令和5年度実績)

① 施設使用料(行政財産使用料/厨房部分(14.96 m²)のみ)

年額 189,750 円

② 水道光熱費(年額)

電気料	水道料	ガス代	合計
15,903 円	14,217 円	22,640 円	52,760 円

4 運営条件等

(1) 店舗運営の方向性

① 基本的な方向性

九州陶磁文化館(以下「当館」という。)を訪れる幅広いお客様はもとより地元の方にも、快適な飲食空間の中で心地よいサービスと期待を裏切らない料理を提供し、何度も訪れていただくよう、お客様の満足度を高めていく魅力的な店舗とします。

② 明確なコンセプト、独自性

目指す方向性にふさわしい明確なコンセプトを示し、近隣のカフェやレストランとの差異を考慮し、独自性を打ち出してください。

③ 館事業との連携・協力

展示会と連動したメニューの提供や当館が実施する地域連携事業などに連携・協力してください。

④ ニーズの反映

当館の来館者層を把握し、お客様のニーズに沿ったメニューを提供するとともに、観光旅行者や地元のファミリー等にもご利用いただくために、メニューや営業時間等の工夫をしてください。

⑤ ホスピタリティの維持向上

店舗に対する要望や意見を把握し、お客様に対してきめ細かく柔軟な対応に努め、常に質の高いサービス、ホスピタリティを発揮してください。

商品表示の多言語表示(英語での対応は必須)に御協力ください。

アレルギー表示(メニュー等)、車椅子利用や体の不自由なお客様が利用しやすい店内レイアウトの工夫など、多様なニーズに対応してください。

⑥ ウェブの活用

店舗やメニュー等について、積極的にウェブを利用して広報を行い、当館のウェブサイトとリンクを張るなどして、当館の広報とも連携してください。

(2) メニュー等の方向性

① ミュージアムのカフェレストランとしての特色

当館で開催する企画展などと連携した特別メニューを展開するなど、ミュージアムのレストランとしての特色を出すようにしてください。

② メニュー・価格

幅広い年齢層のニーズに沿えるよう、来館者及び地元の方に親しまれるようなメニューの開発を目指してください。

ミュージアムのメインカフェ・レストランとして、比較的リーズナブルな価格で、子どもから年配の方まで満足できるメニューを展開してください。

昼食時間帯の前後は、カフェ的な需要が多くなるので、軽食や甘味のメニューも用意してください。

やきもの鑑賞の合間にくつろぎの時間を提供するカフェメニューを用意してください。

メニュー構成やオペレーションに工夫をして、できるだけお客様をお待たせしないようにしてください。

③ ハラール・ベジタリアン・ヴィーガン・アレルギー対応

海外からの来館者が増加傾向にあることから、ハラール・ベジタリアン・ヴィーガン・アレルギーに対応したメニューも検討してください。

④ やきもの(収藏品等)をモチーフにしたメニュー

当館が所蔵する収藏品をアレンジしたスイーツやドリンクの開発を検討してください。

⑤ 地産地消のメニュー

地産地消をコンセプトに特徴のある地元食材(佐賀県産食材)をメインとしたメニューの開発を検討してください。

⑥ オーガニック・メニュー

コロナ禍により健康意識が高まり、世界的にオーガニックの需要が増加していることから、自然農法栽培や有機農法栽培の食材を使用したメニューの開発を検討してください。

⑦ 煙や臭いが拡散するメニュー

焼魚など煙や臭いなどが館のエントランスホールや展示室等に拡散する恐れのあるメニューは控えてください。

(2) 営業条件

① 営業日及び営業時間

営業日は原則として当館の開館日とします。

営業時間は、応募者の企画提案内容を受け、協議のうえ決定しますが、少なくとも午前10時から午後4時までは営業してください。

② キャッシュレス対応

お客様の利便性向上のため、クレジットカード、電子マネー及びQRコード等による支払を検討してください。

③ 従業員の雇用

従業員を雇用する際には、地元雇用に十分配慮してください。

④ 安全管理業務

当館の安全管理上必要な業務(防災訓練等)に参加協力してください。

(3)許可条件

当館が営業を希望する者(以下「出店者」という。)に行政財産(カフェレストランスペース)の使用を許可します。

① 使用許可期間

使用を許可する期間は2年以内とし、期間満了の都度、継続運営の意思を確認のうえ、実績を踏まえて、これを適当と認めたときは更新します。当初使用許可から最長で5年間更新可能としています。なお、初年度については、令和9年3月31日までとします。

なお、営業開始日については、令和6年5月上旬を目途とします。

営業開始までの具体的なスケジュールや詳細は当館と協議の上対応してください。

② 販売品目及び価格

出店者が販売するメニュー及び価格について、当館の承認を得てください。

③ 使用料(行政財産使用許可に係る使用料)

建物等使用料は、毎年度当初に当該年度の年度を算定し、請求することとしています。使用料は、当館が発行する納入通知書により指定する期日までに年額分を納付していただくこととします。

④ 衛生管理

害虫等は衛生面だけではなく、収藏品等に被害を及ぼす恐れがありますので、出店者は、本物件内及びその周囲を常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生の確保に万全を期すとともに、業務の遂行上必要とされる従業員の健康診断、衛生検査等を適切に実施して、その結果を当館に報告してください。

⑤ 設備・什器等の費用負担

ア 館所有の設備・什器等については協議の上無償で貸与しますが、修繕や更新に必要な費用は原則出店者の負担とします。また、その他営業に必要な什器等については、据付及び電源・給排水等の接続を含め出店者の負担で設置してください。なお、貸与設備・什器等は、現在使用しているものであり、新品ではありません。

イ 厨房機器設備等を持ち込む場合の各種法令手続き及び営業許可申請等に係る費用は、出店者の負担で行うことになります。

⑥ 光熱水費等の負担区分

出店者が使用する光熱水費(電気、上下水道、ガス)、清掃費、汚泥処理費、廃棄物処理費、殺虫殺鼠剤、消耗品費、軽微な修繕費等については出店者の負担とします。光熱水費は、当館が指定する方法により期限までに納付してください。

⑦ 清掃等管理

当館敷地内の日常的な清掃、樹木・植栽等の散水や維持管理は、当館が行います。カフェレストラン内及び食材等の搬入等営業活動で使用した部分の清掃は、出店者で行ってください。ごみの搬出、処理についても出店者の負担とします。

⑧ 危機管理

営業区画内における店舗内部については、火災・地震その他災害、事故、盗難その他の不測の事態発生による一切の危険に備えるための損害保険に、出店者の負担により加入してください。出店者は、火災・地震その他災害や事故対応についての危機管理マニュアルを作成し、当館の承認を得てください。

⑨ 施設・設備の管理

ア 出店者は、使用許可物件(電気、機械及び防災等の各設備は除く。)を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。

イ アの規定による維持保存のため、通常必要とする修繕費その他の経費は、出店者の負担とします。なお、建物の躯体に係わる施設等の改善が必要な場合は当館が行います。

ウ 出店者は、使用許可物件を指定する用途以外に供することはできません。

エ 出店者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等をすることはできません。

オ 出店者は、使用許可物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、事前に書面により県の承認を受けなければなりません。

⑩ 防災上の配慮

出店者は、使用許可物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、工事図面ができた時点で、特に設備工事等に関して、有田消防署との図面提出等の協議を行う必要があります。また、消防法等の関係法令を順守してください。

⑫ 廃棄物の処理等

厨房で発生する全ての廃棄物の回収・処分については、出店者の負担で責任もって行ってください。

⑬ 閉店後の防犯対策

出店者は、使用の許可を受けた部分及び客席部分の閉店後の防犯対策を自らの負担と責任で講じてください。

⑭ 原状回復

ア 使用許可期間満了のときは、満了日までに出店者の負担で本物件を原状回復して当館に引き渡してください。使用許可期間の満了時に許可を更新する意向がないとき又は使用許可期間満了前に営業を終了するときは、許可期間満了日又は営業終了日の3か月前までに申し出てください。ただし、使用許可期間満了前に営業を終了する場合は、営業を終了する日から2週間以内に、出店者の負担で本物件を原状回復して当館に引き渡してください。

イ ⑨のオにより模様替え等を行った出店者は、使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、自己の負担で、当館が指定する日までに、使用許可物件を原状に回復して返還してください。ただし、当館が特に承認したときは、この限りではありません。

ウ 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、当館は出店者の負担においてこれを行うことができます。

⑮ 損害賠償

ア 出店者は、その責めに帰す事由によって、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状回復した場合は、この限りではありません。

イ アに掲げる場合のほか、出店者は、当館が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

ウ 出店者は、出店場所の使用にあたり、当館又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

⑯ 許可取り消しに伴う損失の取扱い

ア 当館が使用許可を取り消した場合において、その取り消しにより出店者に損失が生じた場合でも、当館はその損失を補償しません。

イ 使用許可が取り消された場合において、出店者が使用許可物件を改良し、有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還は行いません。

⑰ その他

ア 使用許可施設(カフェレストラン)はもちろんのこと、当館の建物内全て禁煙です。

イ 店舗の設置・運営にあたっては、使用許可条件、関係法規及び佐賀県の関係規定等に定める事項を順守し、社会教育を担う中核施設としての当館の趣旨に反しないよう実施してください。

ウ 当館は、使用許可物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持管理に関し、指示することがあります。

エ 出店者は、自らの名義と責任をもって業務遂行上の一切の取引を行ってください。

- オ 当館は、出店者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については一切責任を負いません。
- カ 次の各号に該当するときには、契約を解除、又は変更することがあります。
- ・天変地異等により営業場所が使用不能になったとき
 - ・出店者が契約条件に違反したとき又は出店者が応募者の資格に違反しているとき
- キ 営業に関連して知り得た当館の営業上、技術上その他一切の秘密を、使用許可期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはなりません。
- ク 営業に関し、保健所、消防署等の許認可を必要とする事項については、出店者の責任において取得してください。

5 応募資格要件

以下の要件をすべて満たす個人又は法人とします。

- (1) 募集の内容を理解し、出店に意欲があり、心地よいサービスと期待を裏切らない料理を提供できる能力を有する者であること。
 - (2) 令和6年12月31日現在で、3年以上飲食店を営んだ実績又は飲食店に従事した実績があること。
 - (3) 飲食店を営むにあたり、食品衛生法、薬事法等の関係法令に基づく許認可(届出を含む)が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有しているか、営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
 - (4) 令和6年12月31日現在で、過去3年間の営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法又は食品製造等取締条例の規定に基づき、営業許可の取り消し、営業の禁止または営業の停止の行政処分を受けていないこと。
 - (5) 佐賀県食品衛生責任者の資格を有する者を配置できること。
 - (6) 応募者が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。
 - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている法人等(更生手続き開始の決定を受けている法人等を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている法人等(更生手続き開始の決定を受けている法人等を除く。)でないこと。
 - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (9) 応募者又は応募団体の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと、また次のイ及びキに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用しているもの
- (10) 応募者又は応募団体の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (11) 公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

6 現地説明会

希望者を対象として、以下のとおり現地説明会を開催します。参加を希望する者は、所定の参加申込書を提出してください。(本件への応募にあたっては、現地説明会への参加は必須ではありません。)

- (1) 対象者 現地説明会参加申込書(様式第1号)を提出した者
- (2) 開催日時 令和6年12月23日(月)10時～
- (3) 開催場所 九州陶磁文化館カフェレストラン
- (4) 参加申込 令和6年12月22日(日)までに、現地説明会参加申込書(様式第1号)を持参、郵送またはメールで提出してください。(提出先は8(5)に同じ)

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年1月10日(金)17時まで
- (2) 受付方法 質問書(様式第2号)をメール等により提出するものとします。
- (3) 回答方法 佐賀県ホームページで随時公表します。
(最終回答期限:令和7年1月17日(金))
企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開にしますが当該質問者に対しては、メールにより回答します。
- (4) 留意事項 電話や来訪による口頭での質問は受け付けません。
企画提案書の審査に関する質問や他の者からの申込状況等に関する質問は受け付けません。

8 応募方法

本件に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、以下の書類を提出するものとします。

- (1) 提出書類
 - ① 応募申請書(様式第3号)
 - ② 企画提案書(様式第4号)
 - ③ 収支計画(様式第5号)
 - ④ 会社概要書(様式第6号)
 - ⑤ 誓約書(様式第7号)

- ⑥ 納税証明書(直近1年間の個人県民税・個人事業税、法人県民税・法人事業税、地方消費税)
- ⑦ 法人の場合
 - 定款、登記簿謄本(原本)(個人で商号を用いる場合は、商号登記簿謄本(原本))
 - 財務諸表等経営状態を示した書面(直近過去3年間の貸借対照表、損益計算書等)
- ⑧ 個人の場合
 - 食堂等飲食店の経営の経験や実績を説明する書面 など

※ 応募時の提案内容にかかわらず、営業日、営業時間、メニュー、使用開始後の改修等は、応募時の企画書をもとに当館と協議の上、承認を得て実施することになります。必ずしも企画書どおりに実現できるものではないことをご承知おきください。

(2) 提出期限 令和7年1月24日(金)17時(必着)

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 持参又は郵送とします。
なお、持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
郵送の場合は、提出期限までに上記提出先に到達したものに限りま。

(5) 提出先 〒844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1
九州陶磁文化館 企画総務課 (担当:久保田、大久保)
電話 0955-43-3681
メール kyuto@pref.saga.lg.jp

9 審査

企画提案書の選定にあたっては、審査委員会を設置し、審査を行います。審査は、提出書類により審査基準にそって書面審査により行います。また、審査においては、必要に応じ書面審査に加え、ヒアリングを行う場合があります。ヒアリングを行う場合の日程等については、別途お知らせします。

(1) 審査基準

企画提案は、次の基準に基づいて審査を行い、企画提案内容、本業務を確実に遂行できる能力・体制、収支計画の妥当性等について総合的に評価し、最も高い評価を得た者を選定します。

なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が 100 点満点中 60 点以下の場合は選定しません。

(審査基準)

評価項目	審査細目	審査のポイント	配点
運営全般	業務成績	・これまでの業務実績(従業員の規模・経営状況等)	20
	経営(運営)力	・店舗運営の目標設定、的確性、実現可能性	
企画提案内容	基本的方針	・ニーズに合ったメニューの種類、価格設定 ・利用者の利便性を考慮した営業日、営業時間の設定 ・店舗の人員配置(地元採用等)、業務の実施体制 等	30
	コンセプトとセールスポイント	・ミュージアムのカフェレストランとしての特色 ・ハラール・ヴィーガン・アレルギー等対応 ・やきものをモチーフにしたメニュー開発 ・地産地消・オーガニックメニュー開発 など	10
	ホスピタリティの維持向上	・利用者の利便性を高めるための工夫 等 ・キャッシュレス対応(クレジットカード、電子マネー等) ・商品の多言語表示、ウェブの活用 等	10
	館事業との連携、協力	・館事業と関連した店舗運営の基本方針 ・館事業への協力体制 ・館の集客につながる提案 等	10
収支計画	計画の妥当性	・収支計画の実現可能性 等	10
食品衛生管理	食品衛生管理	・日常の検査・確認、食品衛生研修等の計画	5
不測事故対策	不測の事故対策	・不測の事故に対する予防策及びサポート(保険加入)	
その他業務の目的を達成するために有効な事項		・上記評価項目以外の独自の提案・工夫 等	5
合計			100

(2) 選定者の公表に関する事項

選定者の決定は、令和7年1月中旬以降を予定しています。審査結果は、申請者全員に文書で通知します。

(3) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効になります。

- ① 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ② 本公告等の条件を満たさない場合
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような行為、又はその疑いのある行為をした場合

(4) その他の留意事項

- ① 応募申請書の提出をもって、本公告の記載事項に同意したものとみなします。
- ② 必要に応じて、応募資格要件に関する照会を行う場合があります。
- ③ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

- ④ 一参加者が複数の企画提案書を提出することはできません。
- ⑤ 提出期限後の企画提案書等の書類の変更、差し替えもしくは再提出はできません。(ただし、誤字・脱字等の軽微なものを除く。)
- ⑥ 提出された企画提案書は、審査の結果にかかわらず、返却いたしません。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は提案者に帰属します。ただし、出店者の選定を行う作業に必要な範囲内で、当館が複製することがあります。また、選定された提案者の提出書類については、当館が必要と認める場合には、その一部または全部を無償で使用できるものとします。
- ⑧ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- ⑨ 企画提案書の提出者が1者の場合でも審査を行います。

10 スケジュール

令和6年12月17日(火)	公告・申込書等受付開始
令和6年12月22日(日)17時	現地見学会参加届提出期限
令和6年12月23日(月)	現地見学会
令和7年 1月10日(金)17時	質問受付締切
令和7年 1月17日(金)	質問回答送付
令和7年 1月24日(金)17時	企画書提出期限
令和7年 1月 下旬	選定委員会
令和7年 2月 初旬	運営事業者決定・通知
令和7年 4月 1日(火)	使用許可開始日
令和7年 5月 上旬	営業開始日(予定)

※ スケジュールは、九州陶磁文化館のスケジュールにより変更することがありますので、ご留意願います。

11 問合せ・書類提出先

九州陶磁文化館 企画総務課 (担当:久保田、大久保)

住所 〒844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1
電話 0955-43-3681
メール kyuto@pref.saga.lg.jp